

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 登録実用新案公報(U)

(11) 実用新案登録番号
実用新案登録第3149548号
(U3149548)

(45) 発行日 平成21年4月2日(2009.4.2)

(24) 登録日 平成21年3月11日(2009.3.11)

(51) Int.Cl. F 1
A 4 4 B 19/26 (2006.01) A 4 4 B 19/26

評価書の請求 未請求 請求項の数 9 O L (全 7 頁)

(21) 出願番号 実願2009-208 (U2009-208)
(22) 出願日 平成21年1月19日(2009.1.19)
(31) 優先権主張番号 097209027
(32) 優先日 平成20年5月23日(2008.5.23)
(33) 優先権主張国 台湾(TW)(73) 実用新案権者 506206395
中傳企業股▲分▼有限公司
台湾桃園縣龍潭▲郷▼烏林村工二路151
號
(74) 代理人 100091627
弁理士 朝比 一夫
(74) 代理人 100091292
弁理士 増田 達哉
(72) 考案者 林於賢
台湾 桃園県 平鎮市 振中街 8号

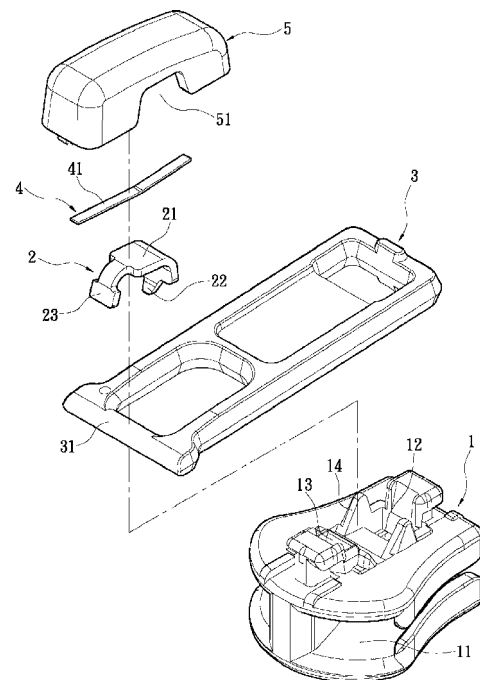
(54) 【考案の名称】改良された留め金具構造

(57) 【要約】 (修正有)

【課題】少量多様、特別なプルタブの交換、生産を容易にし、且つ機械及び手動方式で組み立てることができる改良された留め金具構造を提供する。

【解決手段】改良された留め金具構造は、スライド1と、ホースヒッチ2と、プルタブ3と、板ばね4と、キャップ5とを含む。スライド1の内部にガイド溝11が形成され、スライド1の頂部に貫通孔12が設けられ、貫通孔12はガイド溝11までに貫通する。ホースヒッチ2は、スライド1の頂部に設けられ、ホースヒッチ2はフック部22を有し、ホースヒッチ2のフック部22はスライド1の貫通孔12中に伸び込まれる。プルタブ3の一端に位置決め端部31を有し、該位置決め端部31はホースヒッチ2とスライド1の頂部との間に位置される。キャップ5は、スライド1の頂部をカバーし、板ばね4は、固定端41を有し、板ばね4の固定端41はキャップ5に固定され、且つ板ばね4はホースヒッチ2に弾性的に当接される。

【選択図】図1



【実用新案登録請求の範囲】

【請求項 1】

内部にガイド溝が形成され、頂部に前記ガイド溝まで貫通する貫通孔が設けられるスライドと、

前記スライドの前記頂部に設けられ、且つ前記スライドの前記貫通孔中に伸び込まれたフック部を有するホースヒッチと、

一端に位置決め端部を有し、前記位置決め端部は前記ホースヒッチと前記スライドの前記頂部との間に位置されるプルタブと、

前記スライドの前記頂部をカバーするキャップと、

固定端を有し、前記固定端は前記キャップに固定され、前記ホースヒッチに弾性的に当接される板ばねと、を備えることを特徴とする改良された留め金具構造。 10

【請求項 2】

前記キャップの内壁面に固定座が凸設され、前記板ばねの前記固定端は、前記キャップの前記固定座上に固定されることを特徴とする請求項 1 に記載の改良された留め金具構造。

【請求項 3】

前記板ばねの前記固定端は、前記キャップの前記固定座上にかしめられて固定されることを特徴とする請求項 2 に記載の留め改良された留め金具構造。

【請求項 4】

前記貫通孔の両側に前記スライドから二つのストッパがそれぞれ凸設され、前記二つのストッパは、前記ホースヒッチの両側を留めていることを特徴とする請求項 1 ないし 3 のいずれかに記載の改良された留め金具構造。 20

【請求項 5】

前記ホースヒッチは、さらに、ベース及び支点部を有し、前記フック部は、前記ベースの一端から下方へ屈折して延出するように成形され、前記支点部は、前記ベースの另一端から下方へ屈折して延出するように成形されることを特徴とする請求項 1 ないし 4 のいずれかに記載の改良された留め金具構造。

【請求項 6】

前記スライドの前記頂部に定位孔が設けられ、前記支点部は前記定位孔内に伸び込まれることを特徴とする請求項 5 に記載の改良された留め金具構造。 30

【請求項 7】

前記板ばねは、前記ホースヒッチの前記ベースに弾性的に当接されることを特徴とする請求項 5 または 6 に記載の改良された留め金具構造。

【請求項 8】

前記キャップの前記内壁面に二つの凸部が凸設され、前記二つの凸部の末端に限定面がそれぞれ設けられ、前記キャップの前記二つの凸部の前記限定面は、前記ホースヒッチの前記支点部の上方に位置されることを特徴とする請求項 5 ないし 7 のいずれかに記載の改良された留め金具構造。

【請求項 9】

前記キャップの両側に 2 つの切欠きがそれぞれ形成され、前記プルタブの前記位置決め端部は、前記キャップの前記 2 つの切欠き内を通過することを特徴とする請求項 1 ないし 8 のいずれかに記載の改良された留め金具構造。 40

【考案の詳細な説明】

【技術分野】

【0001】

本考案は、ファスナー用留め金具構造の改良に関り、特に、キャップに板ばねを固定し、プルタブが手動でより組み立て易くなる改良された留め金具構造に関するものである。

【背景技術】

【0002】

従来、留め金具構造は、ファスナーを開閉可能な連結構造であって、操作便利の特性を 50

備えているので、今までに、留め金具はバッグや被服に幅広く適用されている。ファスナーの原理は、対向して噛合可能なファスナーテープが、留め金具を往復移動させることにより開閉されることである。このファスナーテープ及び留め金具の材質は、金属やナイロンまたはプラスチック・スチール等のいずれであっても良い。

【0003】

従来の留め金具構造は、一般的に、スライド、ホースヒッチ、板ばね、キャップ及びプルタブを含んでいる。フックは、板ばねの押圧によりスライドのガイド溝内に伸び込まれ、プルタブの一端はホースヒッチの下方に位置される。キャップは、ホースヒッチ及び板ばねがキャップ内に位置されるように、スライド上にカバーして固定される。例えば、特許文献1に「留め金具組合構造(二)」が掲示されている。

10

【0004】

しかし、前記従来の留め金具は、その板ばねが機械的なかしめの方式でスライドに固定される。この板ばねがスライドに固定されると、ホースヒッチ及びプルタブも一緒にスライドに固定され、プルタブを交換できなくなる。しかしながら、実際の使用上において、下請けのメーカー等は何れもプルタブに対し異なる要求を持っており、自社のニーズに応じて異なるプルタブを交換することが多い。特に、ある一部のスペシャルなプルタブについては、数量が少なく且つ様々な変化があるので、手動のような機械的方式でしか組み立てられないことがある。また、一種類の特別なプルタブは、特定の機台を設けて組み立てる必要があるので、コストの向上が避けられない。

【0005】

そのため、本考案者は、前記欠点が改良できることを考え、長年以来この領域で積み立てた経験により、熱心な観察および研究をし、さらに学術理論の運用を合せ、ついに合理的な設計で且つ前記の欠点を有効に改良できる本考案を提案した。

20

【先行技術文献】

【特許文献】

【0006】

【特許文献1】 中華民国実用新案 M 2 9 2 2 9 6 号公報

【考案の概要】

【考案が解決しようとする課題】

【0007】

本考案の主な目的は、少量で多様な、特別のプルタブを簡単に交換、生産することができ、且つ手動で組み立てられる改良された留め金具構造を提供することにある。

30

【0008】

本考案の次の目的は、機械及び手動方式で組み立てられ、組み立の際に自由度が高められる改良された留め金具構造を提供することにある。

【課題を解決するための手段】

【0009】

前記目的を達成するため、本考案に係る改良された留め金具構造は、スライドと、ホースヒッチと、プルタブと、キャップと、板ばねと、を備える。スライドは、内部にガイド溝が形成され、頂部に前記ガイド溝まで貫通する貫通孔が設けられる。ホースヒッチは、前記スライドの頂部に設けられ、且つフック部を有し、前記フック部は前記スライドの貫通孔中に伸び込まれる。プルタブは、その一端に位置決め端部を有し、前記位置決め端部は前記ホースヒッチと前記スライドの前記頂部との間に位置される。キャップは前記スライドの頂部をカバーする。板ばねは、前記ホースヒッチに弾性的に当接され、且つ固定端を有し、前記固定端は前記キャップに固定される。

40

【考案の効果】

【0010】

本考案は、以下の有利な効果がある。主に、板ばねをキャップ内に固定し、該板ばねはスライドに直接的に固定されていないので、板ばねがキャップ内に固定された状態であっても、ホースヒッチ及びプルタブは依然自由な状態となる。これにより、プルタブの交換

50

は便利となり、実際のニーズに応じてプルタブを自由に交換できる。

【 0 0 1 1 】

また、本考案の板ばねはキャップに固定されているため、機械または手動方式を自由に選択して組み立てることができる。特に、ある一部のスペシャルなプルタブについては、数量が少なく且つ様々な変化があるので、手動方式で組み立てれば、コストを削減する効果がある。

【 0 0 1 2 】

本考案の特徴及び技術内容を、以下に本考案に関わる詳しい説明及び添付図面を参照することにより、深く且つ具体的に説明するが、それらの添付図面が参考及び説明のみに使われ、本考案の主張範囲を狭義的に限定するものではないことは言うまでもないことである。

10

【 図面の簡単な説明 】

【 0 0 1 3 】

【 図 1 】 図 1 は、本考案に係る留め金具構造の斜視分解図である。

【 図 2 】 図 2 は、本考案に係る留め金具構造の斜視図である。

【 図 3 】 図 3 は、本考案に係る留め金具構造の断面図である。

【 図 4 】 図 4 は、本考案に係る留め金具構造のキャップを示す斜視図である。

【 考案を実施するための形態 】

【 0 0 1 4 】

図 1 ~ 図 4 を参照すると、本考案に係る改良された留め金具構造は、スライド 1 と、ホースヒッチ 2 と、プルタブ 3 と、板ばね 4 と、キャップ 5 とを含み、該スライド 1 の内部にガイド溝 1 1 が形成され、ファスナーテープ(図略)との配合のために使われる。図 1 に示すように、該スライド 1 の頂部に貫通孔 1 2 及び定位孔 1 3 が設けられている。貫通孔 1 2 はガイド溝 1 1 まで貫通し、定位孔 1 3 はスライド 1 の頂部に凹設される。また、貫通孔 1 2 の両側にスライド 1 から 2 つのストッパ 1 4 がそれぞれ凸設される。

20

【 0 0 1 5 】

ホースヒッチ 2 は、平坦なベース 2 1、フック 2 2 及び支点部 2 3 を有し、フック 2 2 は、ベース 2 1 の一端からベース 2 1 の下方へ屈折して延出するように成形され、支点部 2 3 は、ベース 2 1 のもう一端からベース 2 1 の下方へ屈折して延出するように成形される。

30

【 0 0 1 6 】

プルタブ 3 は、シート状であり、その外形は限定されず、実際の要求に応じて異なるプルタブ 3 を選択できる。プルタブ 3 の一端に位置決め端部 3 1 が設けられ、該位置決め端部 3 1 はロッドである。

【 0 0 1 7 】

板ばね 4 は、弾性のある金属材質で作製しシート状に形成され、板ばね 4 の一端に固定端 4 1 が設けられる。

【 0 0 1 8 】

キャップ 5 は、底部が凹み開口状となる蓋であり、キャップ 5 の長手方向に沿った対向両側面に切欠き 5 1 がそれぞれ設けられている。キャップ 5 の内壁面(裏面)に二つの凸部 5 2 が凸設され、二つの凸部 5 2 の末端に限定面 5 2 1 (図 4 に示すように)がそれぞれ設けられる。キャップ 5 の内壁面(裏面)に固定座 5 3 が別に凸設され、板ばね 4 の固定端 4 1 は、キャップ 5 の固定座 5 3 上にかしめられて固定される。

40

【 0 0 1 9 】

本考案は、組み立ての際に、まず、スライド 1 の頂部(定位孔 1 3 とストッパ 1 4 の間)の上方にプルタブ 3 の位置決め端部 3 1 を設置し、次に、プルタブ 3 の位置決め端部 3 1 をホースヒッチ 2 の中央の下方に位置させる。そして、ホースヒッチ 2 のフック 2 2 はスライド 1 の貫通孔 1 2 内に伸び込み、支点部 2 3 はスライド 1 の定位孔 1 3 内に伸び込むように、ホースヒッチ 2 はスライド 1 の頂部に設けられる。スライド 1 のストッパ 1 4 は、ホースヒッチ 2 が(位置決め端部 3 1 に直交する方向における)左右の変位を生じる

50

ことを防ぐため、ホースヒッチ 2 の両側に設けられた。

【 0 0 2 0 】

キャップ 5 の両側は、複数の点でスライド 1 にかしめられて固定され、スライド 1、ホースヒッチ 2、プルタブ 3、板ばね 4 及びキャップ 5 を一体に結合して留め金具構造を形成した。板ばね 4 はキャップ 5 の固定座 5 3 に予め固定されたので、キャップ 5 がスライド 1 の頂部に固定的にカバーされると、ホースヒッチ 2 及び板ばね 4 は、キャップ 5 内に同時に収容され、キャップ 5 の二つの凸部 5 2 の限定面 5 2 1 は、ホースヒッチ 2 の支点部 2 3 の上方に位置される。二つの凸部 5 2 の限定面 5 2 1 によりホースヒッチ 2 の支点部 2 3 に位置制限の効果を与え、且つ、プルタブ 3 の位置決め端部 3 1 は、キャップ 5 の二つの切欠き 5 1 に貫通した（を通過した）。板ばね 4 の中央部分は、ホースヒッチ 2 のベース 2 1 の表面（上面）に弾性的に当接する。ホースヒッチ 2 のフック 2 2 は、スライド 1 の貫通孔 1 2 を介してガイド溝 1 1 の内部に伸び込むことで、ファスナーテープの歯に係止され、またはプルタブ 3 を引いてホースヒッチ 2 のフック 2 2 をファスナーテープの歯から離間させることができる。

10

【 0 0 2 1 】

本考案のホースヒッチ 2 は、板ばね 4 の付勢力で固定される他、さらに、キャップ 5 内に二つの凸部 5 2 が形成され、二つの凸部 5 2 はホースヒッチ 2 の支点部 2 3 の上方に対応して位置させることで、位置制限の役割を果たす。そのため、プルタブ 3 を引く力が大き過ぎる場合でも、ホースヒッチ 2 の支点部 2 3 は、過度な変位を生じず、ホースヒッチ 2 の変形または所定位置から離脱される恐れを避けられる。また、二つの凸部 5 2 は、キャップ 5 の内壁面（裏面）に一体成形方式で凸設され、構造の強度は良い。

20

【 0 0 2 2 】

本考案は、板ばね 4 をキャップ 5 の固定座 5 3 に固定し、該板ばね 4 はスライド 1 に直接的に固定されていないので、板ばね 4 がキャップの固定座 5 3 に固定された状態であっても、ホースヒッチ 2 及びプルタブ 3 は依然自由な状態となり、プルタブ 3 の交換は便利となり、実際のニーズに応じてプルタブ 3 を自由に交換できる。また、本考案の板ばね 4 はキャップ 5 の固定座 5 3 に固定されたため、機械または手動方式を自由に選択して組み立てることができる。特に、ある一部のスペシャルなプルタブについては、数量が少なく且つ様々な変化があるので、手動方式で組み立てれば、コストを削減する効果がある。

30

【 0 0 2 3 】

しかし、以上のような留め金具構造は、単に本考案の好ましい具体的な実施例に過ぎず、本考案の実用新案登録請求の範囲を限定するものではなく、いずれの当該分野における通常の知識を有する専門家は、本考案の分野の中で、適当に変更や修飾などを実施できるが、それらの実施が本考案の主張範囲内に含まれるべきことは言うまでもないことである。

【 産業上の利用可能性 】

【 0 0 2 4 】

本考案に係る改良された留め金具構造は、バッグや被服などに幅広く利用される。特に、少量で多様な特別のプルタブを備える留め金具に好適に利用される。

【 符号の説明 】

40

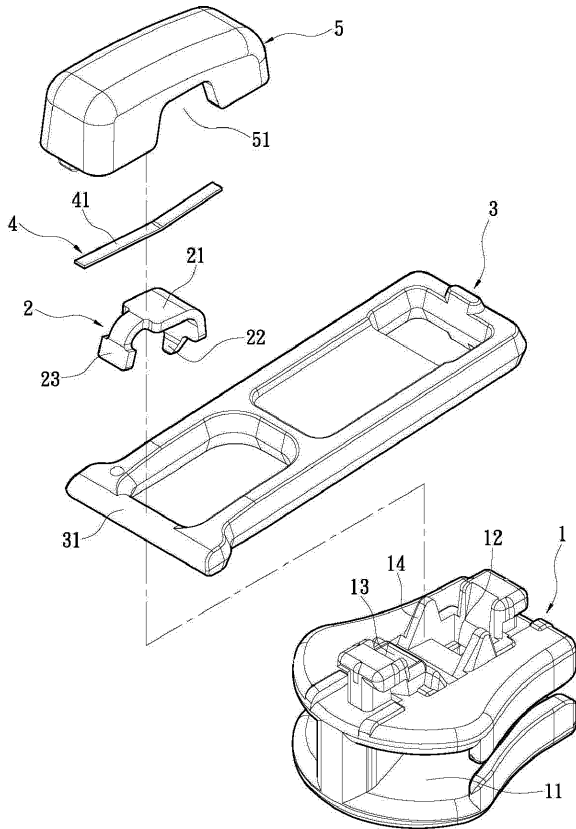
【 0 0 2 5 】

- 1 スライド
- 2 ヒッチ
- 3 プルタブ
- 4 板ばね
- 5 キャップ
- 1 1 ガイド溝
- 1 2 貫通孔
- 1 3 定位孔
- 1 4 ストッパ

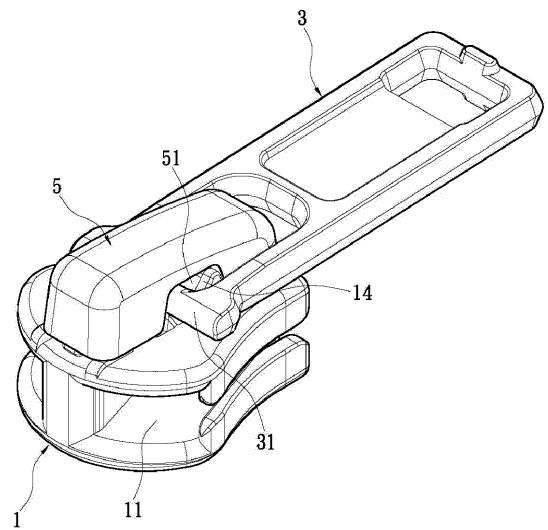
50

- 2 1 ベース
- 2 2 フック
- 2 3 支点部
- 3 1 位置決め端部
- 4 1 固定端
- 5 1 切欠き
- 5 2 凸部
- 5 2 1 限定面
- 5 3 固定座

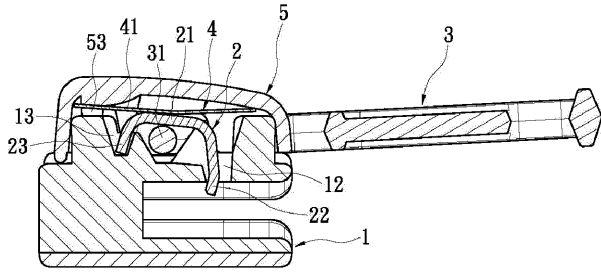
【 図 1 】



【 図 2 】



【 図 3 】



【 図 4 】

